

平成22年3月
勝浦市議会定例会会議録（第6号）

平成22年3月9日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 岩 瀬 章 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 藤 江 信 義 君
税 務 課 長 渡 辺 恵 一 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君 兼清掃センター所長
都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君	農 林 水 産 課 長 関 重 夫 君
観 光 商 工 課 長 近 藤 勝 美 君	福 祉 課 長 田 原 彰 君
水 道 課 長 藤 平 光 雄 君	会 計 課 長 渡 辺 秀 行 君
教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君	社 会 教 育 課 長 黒 川 義 治 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 守 沢 孝 彦 君	議 事 係 長 玉 田 忠 一 君
-------------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第6号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第13号 平成22年度勝浦市一般会計予算
議案第14号 平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計予算
議案第15号 平成22年度勝浦市老人保健特別会計予算
議案第16号 平成22年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算

- 議案第17号 平成22年度勝浦市介護保険特別会計予算
議案第18号 平成22年度勝浦市水道事業会計予算
- 第2 議案上程・質疑・採決
議案第19号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
議案第20号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 第3 諮問上程・質疑・採決
諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第4 陳情の委員会付託
陳情第1号 公契約条例の制定を求める陳情
陳情第2号 「核兵器廃絶と恒久平和を求める意見書」採択に関する陳情
陳情第3号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援対策の拡充・強化を求める陳情
陳情第4号 自主共済を新保険業法の適用除外とすることを求める陳情
- 第5 休会の件

開 議

平成22年3月9日（火） 午前10時00分開議

○議長（高橋秀男君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（高橋秀男君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第13号 平成22年度勝浦市一般会計予算、議案第14号 平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第15号 平成22年度勝浦市老人保健特別会計予算、議案第16号 平成22年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第17号 平成22年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第18号 平成22年度勝浦市水道事業会計予算、以上6件を一括議題といたします。

なお、議案第13号 平成22年度勝浦市一般会計予算については、既に質疑が終了しておりますので、議案第14号 平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第15号 平成22年度勝浦市老人保健特別会計予算、議案第16号 平成22年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第17号 平成22年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第18号 平成22年度勝浦市水道事

業会計予算、以上5件を一括して質疑を行います。

質疑に際しましては議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。ページ数は205ページから389ページまでです。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 議案第18号、水道事業会計予算について。376ページの収益事業費について2,563万円、前年度に対しまして収入源としては減っているのかなど。この暮れにも各道路で事業が行われ、勝浦の水道事業については石綿管の問題を含めて地元業者が結構事業をしてきている面では、この雇用対策でもいいのかなという面と、給水管の配管し直しということで考えますと、確かに事業としてはいいんですけど、この配水施設の2億1,100万円、この事業についてやっていかなければいけない。また、当然やるべき数字で、この配水施設の趣旨説明の中で佐野、串浜、白木線、3点ばかりあるんですけど、まず予算づけの中で、ただ2億1,000万円となっているんですけど、どのような配分でなされているか。前回のときはほぼ地元業者がやられていたように見ている状態なんですけど、いつごろこの事業をやり、また、どのように地元業者に発注していくのか、この内訳をご説明願いたいと思います。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤平水道課長。

○水道課長（藤平光雄君） お答えいたします。まず、配水管布設替え工事の約2億1,100万円の内訳でございますけれども、補足説明でも申し上げましたけれども、佐野浄水場内にあります送水管が鋼管の350ミリを400ミリにかえる工事が一つ。

もう2路線につきましては、老朽石綿セメント管の更新工事でございます。1つの路線は松部地先から串浜地先までの、現在250ミリの石綿管が埋設されてありますけれども、それを300ミリのダクタイル鋳鉄管に変更する工事であります。

もう一つは、白木地内に今、石綿管の75ミリが埋設されておりますけれども、これをゴム輪継手型ビニール管にかえるという3本の工事でございます。

次に、工事の理由でございますけれども、共通している理由は、いずれも老朽化しているということでございまして、老朽化いたしますれば破管、突発的な漏水と、そういうものが頻繁に起きてくる箇所を優先的に改修していくという中で位置づけて行っております。

また、発注についてはということでございまして、中身の工事量からいたしますれば、松部から串浜までの工事、約1,100メートル近くございまして、これにつきましては口径、その他道路規格からいたしますと、工事量がほかの工事に比べれば多くなっているということで、一般競争入札のほうにいくんではないかなと思っております。その他につきましては、通常行っている範囲の中の工事量でございますので、市内業者等でも対応ができるのではないかと考えております。

また、時期についてですけれども、大きい工事につきましては既に道路専用許可とか、そういうものについての事務は進めてございます。これはスタートを早くするためには事前の調査、打ち合わせが必要となっておりますので、もう一つ、一番大きい松部から串浜までの工事につきましては設計委託をかけてございますので、その中でのいろいろ道路管理者等との調整をしておる状況でございます。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 昨日からもそうなんですけど、2億1,000万円と出すからには、この3つの

仕分けの中で、ある程度、ここがこのぐらいかかる、それは1回目で聞いているんですけど、それにできれば答えていただきたい。

白木地内の配管工事については、工事量も小さいので地元という考えも当然あるんですけど、地元の土木業者は、単独の勝浦市の事業は少ない、補助金というか、国からの事業というのは別にしても、今の政権下で公共事業的には工事量というのは減っているわけですよ。そういう中で、水道課長に言うわけじゃないんですけど、土木業者を踏まえてのJVが組める方法、これは執行部、市長のほうでも考えていただかなければいけないのかなど。そういう面で、管が大きい、距離が長いと言っても、短いところだってやっていることは同じなわけです。そういうものの市内業者の選定方法の中で、市が業者育成という話でもないですけど、市内業者に発注する方法はないのか。その辺を考えてやれないのか。

確かに距離は1,100メートルありますので、その工区割、段取り的には道路占用云々の中で仕事は進めていると。これは当然、いつかやらなければいけないですから、予算が前にもある程度、事業としてはやっていかなければいけない問題があると思います。そういう中で工区決めの中でJV組みながら、地元の水道屋で対応できないのかということ、その辺、どう考えるか、お願いしたいと思います。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤平水道課長。

○水道課長（藤平光雄君） お答えいたします。まず1点目の3本の工事費の内訳ということでございますけれども、これは発注前ということでございまして、金額については控えさせていただきたいと思います。

2点目のジョイントベンチャーの件でございますけれども、私ども水道事業でございますけれども、発注につきましては財政課にお願いしてやっていると、そういう経緯がございますので、これについては財政課のほうと協議したいと思います。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 市のほうの方針的な考え、担当課長のほうでは言えない。財政課、あるいは市長のほうから、その辺は考える方向はないのかということで質問いたします。その辺のご回答をお願いします。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） 入札の関係でございますので、財政課のほうからお答えさせていただきます。担当課のほうの細かい設計図書等を指名審査会等でも十分審議した上で、どういう形の入札が適当なのか、検討をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬義信議員。

○7番（岩瀬義信君） 議案第14号 平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計予算で伺います。261ページ、14節使用料及び賃借料236万9,000円が計上されています。次の263ページ、説明欄に土地借上料として92万1,000円が計上されております。これは先日の担当課長の補足説明で旧診療所用地の借上料であることを私は知りました。ところで、この診療所は移転され、相当な日数が経過しております。旧診療所用地は不用になったわけであり、賃借の必要もなくなったわけであり、賃借の必要がなくなった土地に、なぜ借上料92万1,000円が計上されたのか、その理由がわかったら説明していただきたいと思います。

建物もそのままになっております。ですから、私はまたその建物をこれから有効に使って、

何かほかのことも考えているので、この借上料92万1,000円が計上されているのかなと思って、そういう期待も持って今、お伺いをしているわけではありますが、その点、ひとつわかったら説明願いたいと思います。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） お答えいたします。確かに議員ご指摘のとおり、現在、新しい診療所が建ちまして、診療行為を行っております。また、これもまた議員ご指摘のとおり、旧診療所の建物も現在そのままということでございますので、一応、地主の方々には新しい診療所を建てる際、基本的に原形に復してお返しするというお話をしてございます。しかし、解体につきましても相当なお金がかかるということでございますので、市としても計画性を持って予算を計上し、それによって解体し、原形に復して返すことを前提に納得はさせていただいておるところでございますけれども、ただ、市の今の実情から内部の検討委員会での施設、現在は一部倉庫として使用している部分もございます。今後、その辺の使用の方法等について、今、検討中でございますので、その方向性によっては、診療所から逆に一般という形で移管がえをして用途利用ということも、まだ定かではございませんが、それらを含めて検討中ということでご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬義信議員。

○7番（岩瀬義信君） 今の課長の答弁を聞きますと、まだ当分の間、旧診療所が建ったまま使うということで理解してよろしいですか。いつごろ結論を出していただけるんですか。

それと、もう一つ、相当なお金がかかるということをおられましたけれども、そうであるならば、新戸小学校を解体しましたね。あれだけのお金をそのところに突っ込むよりも、あれは市有地ですから、今、賃貸料を払って勝浦診療所用地は借りているわけですよ。だから、当然、あのまま建っていれば賃貸料も払わなきゃいけないわけですが、優先順位というもの考えたときに、新戸小学校を壊すのであるなら、勝浦診療所のほうを先に壊したほうがよかったんじゃないかなと思いますけれども、そういう点について、市の皆さん方は、どちらが優先したほうがいいのか、そういうことを議論したこと、あるいは会議を持ったことがあるのかどうか、その点についても伺いたいと思っております。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） 私のほうでは診療所の関係についてお答えさせていただくこととなりますけれども、解体費用につきましては、過去の見積りでありまして、大体2千数百万円ということで見積りをとった経緯はあります。したがって、それだけの経費を計上するという形になりますと、実施計画等に盛り込み、そして事業を行うということで想定をいたしておりますので、少なからず、平成22年度におきましては解体する予定は今のところございません。今後の計画の中に盛り込みまして、基本的には解体する方向ということで、先ほども申しましたけれども、地主の方々にはお話をし、納得をさせていただいているところでございます。

また、施設の使用につきましては、議員ご指摘のとおり、確かに借地でございますので、そのまま存続という形になりましても、少なからず、経費の負担というものが伴ってまいりますので、新戸小の更地の問題と比較しますと、その分、経費負担は当然あるわけでございます。しかしながら、その施設を有効利用という形になりますと、施設が現在、診療所の場合、ある程度、一部破損等しているところもございまして、施設として、倉庫等としては使えな

いことがないということで、先ほど申しましたように、内部の検討委員会におきまして、現在、検討しておるということでございます。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） それでは、旧勝浦診療所の跡地の賃貸の関係でございますけども、先ほど来、担当課長から説明があったと思いますけども、私どもも新しい診療所を建設するに当たりまして、旧診療所用地の借り上げにつきましては、いろいろ議論いたしました。もちろん、今年予算で92万1,000円の賃貸料を払わなきゃいけません。そのようなことで議論いたしまして、当然ながら、地主がおるわけでございます。契約期間も、詳細は担当課から説明あるかと思えますけど、かなり長期間の契約になっております。そのようなことで、1つには、地主のほうではすぐ返されても困る、契約はこうなっているじゃないかということがございました。もちろん市のほうも、直ちに1年や2年ですぐ返す計画もございませんでした。解体の工事費もございまして、そのようなことで、すぐに返すということじゃございませんよというような交渉もいたしました。しかし、地主の要望では、そう簡単に今日、明日返されても困るというようなこともございました。

もう一点は、そのようなことで建物も、多少の雨漏り等もございましてけれども、市のほうでも建物の利用を考えるとということで、先ほど触れましたけれども、現在、具体的な使用方法はございませんけれども、倉庫といいますか、そういうものに使っていきたいと、現在考えております。

市の財政のことは別といたしましても、地主の考えもございまして、その辺のところはひとつご理解をいただきたいと思えます。いずれにいたしましても、そう長くはお借りしておく考えはございません。また、時期を見て、地主と交渉いたしまして、解体して原形に復すというような考えを持っております。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬義信議員。

○7番（岩瀬義信君） 今、副市長のお答え、地主の都合もあるということをおっしゃるんですけども、土地賃貸借契約書というのはあるわけですよね。その土地賃貸借契約書の中には、どこの不動産屋、あるいはまた土地の貸し借りについても契約書というのがあって、その契約書の中には、1条何々、2条何々、少なくとも15条ぐらいで全部が網羅してあるわけなんですよ、契約の賃貸借の条件、あるいは使用目的、賃貸借期間、あるいは賃貸借料及び支払い方法、賃貸借料の改定の際はどうするか、督促手数料及び延滞金はどうするか、貸借人の義務、あるいは契約の解除、あるいは中途解約、返還時の処置、これは原状に復して返すとか、あるいは協定の締結とか、協議とかというものが入って、せいぜい多くて14条ぐらいの中にそれが全部網羅されているわけでありまして。ちなみに、そういうことであるなら、契約書に何て書いてあるか、私も確認したいので、今日、その契約書を見せてください。契約書、ありますか。あったら見せてください。その中に必ずそういうことがあるわけであって、貸した人がどうかこうとかと言っているときじゃないでしょうか。これはどうなっているんですか。行政というところは、つまらないところには何が足りない、書類が足りないの、字が1つ足りないのといって、そういうときには簡単に地主のほうの都合のいいふうに解釈するんですか。これは、いいかげんな不動産屋がやっていると違うんですから、しっかりとやってもらわないと、これじゃ、みんなでたらめになっちゃいますよ。みんなでたらめにやりたくなっちゃいますよ。何言って

るんですか。その契約書をここで全部読んで見てください。どういうふうに書いてあるか。

さっきの答弁、これもなっていないでしょう。新戸小学校の建物を壊すことを優先するか、あるいは借地に建てた診療所の建物を壊すのを優先するか、庁内で協議したことがあるかということについても回答がない。何やってるんですか。議員をなめてるの。ふざけるんじゃないよ。

○議長（高橋秀男君） 暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時55分 開議

○議長（高橋秀男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

資料が提出されましたので、配布いたします。

〔資料配布〕

○議長（高橋秀男君） 資料配布が終わりましたので、答弁を求めます。関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） 大変失礼いたしました。それでは、土地賃貸借契約書、まず原本につきまして、細かい部分につきましてはご説明申し上げませんが、大まかな部分につきましてご説明申し上げます。

第1条におきまして、土地を乙に賃貸するというので、所在、地目、地籍を表示してございます。

第2条におきましては、使用用途を表示いたしております。

第3条におきましては、賃貸借期間でございます。お手元に配布いたしました資料につきましては、平成12年2月28日から平成40年10月17日までの28ヶ年232日間というものでございます。

そのほか、3年更新で行っている件数が2件ほどございますが、3年更新と申しましても、強固な建物が建っておりますので、弁護士の見解によりますと、3年度更新を過ぎたからといって、強固な建物が建っている以上は解約というのはまず難しいということで見解を伺っておりまして、基本的には今申し上げました平成40年までのものとほぼ同一の契約案件ということで、私のほうは理解をいたしております。

次に、第4条におきましては、賃借料でございます。

次に、第5条におきましては、賃借料の支払いに関する件でございます。

第6条におきましては、支払わない場合の延滞に関するものでございます。

第7条につきましては、権利の譲渡等の禁止関係でございます。

第8条におきましては、土地の形質変更に関する条項でございます。

第9条におきましては、賃貸土地の維持、保存、改良、その他の行為に関する費用負担の関係でございます。

第10条におきましては、返還するときの要件でございまして、原形に復して甲に返還するものとするという条項になっております。

第11条におきましては、本契約の締結前に行われました契約に関する消滅事項でございます。

第12条に関しましては、本契約に関する費用の負担関係でございます。

第13条に関しましては、疑義ある場合は甲乙協議の上、定めるものとする案件を知らしめているものでございます。

契約の日にちでございますけれども、平成12年2月28日ということで、このもととなる契約

がこの日から発行しているということでございます。

次に、もう1枚のほうでございますけれども、これは覚書でございます。この覚書につきましては、たまたま例示した方が高橋様の件でございますけれども、内容はほかの方々につきましても基本的には変わっておりません。それでは、読み上げさせていただきます。

「覚書。平成12年2月28日付けで高橋宏文（甲）と勝浦市（乙）との間に締結された土地賃貸借契約を、甲、乙協議のうえ平成21年2月10日にて合意により解約する。平成21年2月10日。貸主（甲）勝浦市松野542番地2、高橋宏文。借主（乙）勝浦市新官1343番地1、勝浦市長、藤平輝夫。

1. 賃貸借の解約の土地の所在・地番・地目及び面積。土地の所在、市町村名、大字、字、地番、地目、面積（㎡）」となっております。なお、下の詳細につきましては、省略をさせていただきます。

「2. 賃貸借の合意解約の合意が成立した日。平成21年2月10日。

3. 解約条件。診療所等の取壊しは、平成23年4月以降とし、乙の取壊しが完了するまでの間の借地料は、甲に全額を支払うものとする。

また、取壊しまでの土地の管理は乙がこれを行う。

乙は建物の取壊し後、土地を原形に復し返還することとし、土地の境界は乙が主力となり立会い確認を行う、この際甲は円滑に立合いが行われるよう協力をするものとする。

土地は乙の取壊し、原形復旧、境界確認後速やかに甲に引渡すものとする。

甲、乙は甲乙間には、引渡後本件につき異議の申し立てをしないものとする。」、以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありますか。岩瀬義信議員。

○7番（岩瀬義信君） 新戸小学校の解体と病院の解体について、どっちが得かとか、そういったことを大所高所に判断しなければいけないんじゃないかなと思うんだけど、それを協議したかどうかということ伺っているんですけども、その回答がまだありません。それは後でもいいです。

それと、これを何で平成23年4月以降というふうにしたんですかね。速やかに解約と同時にやるべきじゃなかったかと思うんですけど、そうすれば、100万円足らずのお金でしたけども、それも浮いたわけであるし、時によれば、銀行から借りたって2,000数百万円のできるんですから、100万円よりも利息が安くできるわけですから、いろいろを考えると、やる気がなかったんじゃないかなと。市民が血のにじむような思いをして、何が何でも税金は優先して支払わなきゃいけないという気持ちでみんな払っていただいているお金が、ちょっとした皆さんの考え一つで無駄になってしまうんですね。これは市民感情からしても許されませんよ。こんなことで行政を任せていいのかなと思ってしまいますよ。もうちょっといろんなことを真剣に考えていただかないと大変だなと思います。

この契約書とあれを見て、大体のことはわかりました。平成23年といわずに、直ちにとっかってやろうという気持ちはあるのかなのか、その点についても伺いたいと思います。それだけ、延ばせば延ばすだけお金もかかっちゃうわけですから、平成23年に延ばしたその理由がわからないんですよね。平成23年に延ばした理由も答弁してください。平成21年の契約ですからね。これはやる気がないということでしょう。この辺で質疑を終わらせていただきます。以

上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） それでは、私のほうから、先ほど平成23年度以降ということで覚書にしましてお答えを申し上げます。先ほども申しましたように、取り壊しに当たりまして2,000数百万円を要するということでございましたので、計画的執行という形になりますと、実施計画等に計上し、それにより取り壊していくということを考えまして、先ほど読み上げました覚書で平成23年度以降ということで決済を受けたところでございます。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） 次に、杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） この覚書の中の平成23年4月を待たずに云々ということですが、これは覚書が、ご承知のとおり、昨年2月に契約したばかりでございます。その辺のところ、市のほうも特殊な事情が今のところ考えられませんので、現時点ではこの平成23年4月以降を原則的に考えてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。役所の中に市有地活用庁内検討委員会というものが設置をされておまして、実は平成21年度も6月から3回にわたりまして、メンバーが総務課長を初め11の課の課長、例えば、診療所の跡地の関係、検討が必要になった場合については市民課長に出てもらうとか、員数については、その必要に応じて各課長に出てもらう会議を財政課のほうで事務局で行っております。検討委員会につきましても、昨年の11月16日に関係各課集まってもらいまして協議をして、今後また検討課題ということで、さらに跡地についてどういう活用をしたらいいのか、審議を進めておりますので、その点をご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。土屋 元議員。

○1番（土屋 元議員） それでは、2点ほど質問いたします。最初は、水道事業の389ページの配水施設費2億1,100万円ほどの、先ほどの課長答弁でそれぞれの工事別の金額が言えないというお話をされましたけど、言えないという根拠は納得できない。ほかのものは全部、細かく金額を出してありますよね、いろんな工事、今後、入札を始められるものについても。だから、うっかりして答弁がそのようにされたのか。これは個別に佐野浄水場は幾ら、松部から串浜地先は幾らというような形で金額が言えると思うんですけど、それについてお聞きします。

もう一つ、水道事業についてその工区、同僚議員も言いましたように、地元の業者育成も含めて、特に松部から串浜までの約1キロの工事区間ですけど、JVを組ませると。これ、ただ単に1区間としてJVじゃなくて、今の情勢ですから、いろんな書類だとか、管理云々は手間かかるでしょうけど、3分割して、300メートルぐらい出してJVを組ませるとか、3工区ぐらいに分けてやるとか、地元業者がJVを組んで、いい意味で地元貢献できるという機会も今の時代は必要じゃないかと思うので、極力、財政課等と、あるいは市長、副市長、入札何とか検討委員会の中で担当課として強く、また市長、副市長も強く、地元業者育成のためにも、そのような方向性を出すべきだと思うんですけど、それについてもう一度、答弁願いたいと思います。

今、前段者が旧勝浦診療所の解体、土地借上料のことを言いましたけど、これについてもお尋ねしたいと思います。整理する意味で、確認を含めて聞きたいんですけど、まず、当時、昭和43年に契約をしまして、平成12年に更新契約をしたと。平成12年の契約更新が28年間というこ

とで、今現在があるということで、先ほどの答弁を聞いていますと、強固な建物だから、そのままずっと存続みたいなお話で、平成40年まで返せないみたいな、解約できないみたいな解釈の中で私はお聞きしたんですが、そういうことなのか。これは、先ほど前段者の答弁の中で副市長が、地主がすぐに返されたら困るよと、すぐという地主の意向というのは、すぐの期間がよくわからないので、その辺、具体的に地主がどこまでだったら、平成40年までだったらいいよというのか、今度、平成22年度になりましたから、あと5年間ぐらい待ってよとか、どのぐらいだったいいのかという具体的な年数を出して交渉されたのかどうか。

もう一つは、それを受けて、また適宜、時期を見て交渉しますと言ったから、その適宜というのは、それを受けて、その時期になったら交渉するのか、あるいは1年前になったら交渉するのかということも具体的に詰めていらっしゃると思いますので、それについてお聞きしたい。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤平水道課長。

○水道課長（藤平光雄君） お答えいたします。まず1点目の配水施設費にかかります平成22年度分の工事についての内訳金額ということでございますけれども、先ほど寺尾議員の答弁にも申し上げましたけれども、発注前の工事でございます。そういうことから、金額については控えさせていただきたいと思っております。

2点目の発注についてのJVの絡みでございますけれども、役所で発注する場合、業者選定、指名審査委員会がございます。その中でいろいろ協議の対象になるかと思っております。そういう中での決定になるかと思っております。ただ、今回の工事につきましては、距離は1,100メートル程度ですからそんなに長いものではございません。ですが、トンネル内の布設、こういうものにつきましては道路管理者、いすみ地域整備センターのほうですけれども、制約がございます。と申しますのは、郁文小学校のところのトンネルが80メートルぐらいございますけれども、もともと素掘りのトンネルに吹きつけをかけてあると。そういう中で、トンネルの安定が保てる保証ができるかという案件を、まず言われました。そうなってきますと、どうしても開削、地上から掘っていく工法は認めてくれないという中で、あの間だけでは推進工法という、地元の業者ではできない工事区間が含まれております。

そういう中でいろいろ複合的に難しいところもある工事でございますので、これにつきましてはいろいろな発注の方法があるかと思っておりますけど、そういうものを加味した中での業者の選択ということになってくるんじゃないかと思っております。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） お答えいたします。まず、1点目の存続の関係でございますけれども、これにつきましては、私の説明不足であったらうと思っておりますが、先ほど契約内容についてご説明申し上げた際に、28カ年232日間の方と3年更新の方がいらっしゃいます。その3年更新の方につきましては、3年過ぎてから解約ができるかというものについて申し述べさせていただいたところなんですけれども、弁護士の先生の見解ですと、強固な建物が建っているの、その敷地として借り受けている以上、3年たったから解約しますよということは、基本的には考えられないでしょう。ということは、その強固な建物が建っている相当する期間については、3年たったから期限切れということで解約は難しいということで、私、申し述べたところでございます。説明不足ということで、大変申しわけありませんでした。

次に、地主の要望についてということでございますけれども、この関係につきましては、もともとここは畑だったようでございます。そういたしますと、原形に復して返すという形になりますと、畑のような状態で返すという形になりますので、それぞれ皆様方、自分のお子さんであるとか、お孫さんであるとか、そういう方々が今後、畑を管理していくということについては、自分たちの世代と違って非常に難しいと、そういうこともありまして、できれば、長く使えるような案件等があればいいんですけどというようなお話は確かにございまして、そのようなお話をうちのほうも聞いて、上司のほうにも伝えたというところでございます。

ただ、どのくらいだったならばという時期の問題については、具体的なものについてはお話を聞いておりませんし、また、しておりません。

先ほども申しましたように現在、地主の方々につきましては、基本的には平成23年度以降、取り壊しをして、それで原形に復してお返ししますということで合意が成立しておるところでございまして、今後、また違った用途にという形になりますと、また改めて、それぞれの地主の方々を訪問し、その辺の説明をして、それでまた新たな契約とか、もしくは覚書等、そういう行為に及ばなければいけないとは思っております。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。土屋 元議員。

○1番（土屋 元君） 前後しますけど、土地借上料の件について。平成23年4月以降であれば、相手側の地主は交渉に応じると。先ほどすぐ返還されたら困るよという答弁あったけど、具体的な期日はなかったというふうな答弁がございましたよね。でも、この覚書で平成23年4月以降、市が取り壊しを完了するまでの期間は、基本的に市が当然、提案しなければ地主も答えようがないでしょう。あるいは、地主の希望を聞いて市が検討するのか、基本的にどのようなスタンスで今後取り組むのか。あくまでも平成23年4月以降は毎年のような交渉して、できるだけ早く取り壊すための資金繰りだとか、そういう準備をして交渉していくのかということが見えないと、平成23年4月以降というだけで、先ほど言いました早急に地主と誠意を持ってというのは、市の事情だとか、いろんな用途、新しい診療所をつくったという思いも、当然その前にもお話し合いされた中であつたと思っておりますので、その辺について誠意を持って、情熱を持って地主にすぐ取り壊しすることを踏まえて交渉することが必要だと思いますが、平成23年以降で同僚議員が質問した内容で、早く壊したほうがいいんじゃないのという中で、借り入れしてでも早く壊したほうがいいんじゃないのというぐらいの中で、そういうふうな意見もある中で、具体性が見当たらないという中で、もう一度、副市長か市長に答弁願いたいと思います。

水道事業のほうで、発注前だから予定価格言えないと言うんですが、水道事業は予定価格を公開しているんじゃないかと思つたんですけど。違っていけば、当然、入札の前、発注する前に価格が公になっちゃつたらいけないんですが、そういうことでなければ、その辺、私が勘違いしているのかどうか、その辺をもう一度確認したいということと、推進工法とか、難しい箇所工事区間があるということは、まとまっているかどうかはわかりませんが、そこだけ大手の業者をお願いするとか、大手業者にそういう技術を持ったところをお願いすると。あとの比較的簡単な工事は地元業者ができるような工事発注の仕方も工夫するというところで理解されてもいいんじゃないかと思っておりますので、再度、その辺についてお尋ねします。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） ご質問の件につきましては、現在、ご案内のとおり、平成23年4月以降と

いう覚書が入っておりますので、今後、平成23年4月以降と言いましても、あと1年でございますので、当然ながら、行政といたしましても、これを基本にして物事を考えてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、藤平水道課長。

○水道課長（藤平光雄君） お答えいたします。配水施設費の工事費の件でございますけれども、議員のほうに張り紙で一般会計のほうは今、出しているということですので、私のほうもお答えさせていただきたいと思っております。訂正いたします。

まず、佐野地先の送水管の布設替え工事でございますけれども、これが1,793万4,000円です。次に、配水管の布設替え工事、これの松部から串浜地先の1,104メートルのものでございますけれども、1億6,423万500円です。次に、市道白木線でございますけれども、これが643メートルありまして、工事費で2,973万6,000円でございます。

次に、発注についての考え方でございますけれども、議員おっしゃられますように、確かに難しいところと地元でもできる範囲の工事ということが重なった中での総距離1,100メートルというものでございます。また、これにつきましては、発注に際しましてはいろいろ検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。土屋 元議員。

○1番（土屋 元君） 旧勝浦診療所については、副市長答弁で平成23年以降、誠心誠意、地主と交渉してスムーズな取り壊しができるように強く期待するものであります。これは要望にとどめます。よろしく申し上げます。

水道事業につきまして、今、ご説明ありました。平成20年度決算のときに、水道事業を決算委員会でやったときに、85%の最低制限価格で入札した会社が2社あって、最終的にはそれが抽選で決まったということで、予定価格をオープンしていったから85%になったんじゃないかということもありましたから、それでお尋ねしましたので、その辺については了解しました。

とにかく、こういう景気なものですから、発注方法につきましては、地元の業者が受注すれば納税してくれるわけですから、納税につながりまして、大手とは全然違いますから、投資した分だけ地元で納税されるという仕組みをよく考慮して、発注方法をきめ細かく親切丁寧に研究してもらいたいということを強く要望して終わります。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） まず国保会計で伺います。国民健康保険税については一般質問でも触れておりますので、また、後日の予算委員会等で触れさせてもらいますが、平成20年度の特健診結果とか、特定保健指導によるデータがあるわけですが、勝浦市の場合の特健診の実施計画で目標値が定められています。全国平均や千葉県の平均の特健診の受診率なんですけれども、特定健康診査受診率が全国平均では平成21年9月の時点で30.8%です。千葉県の平均が35.66%ということになります。勝浦市の場合に、国保運営協議会などで示された目標値は、平成20年度は20%ということだったんですけど、結果として21.79%と、目標値よりは若干上回っています。しかし、全国平均の30%、あるいは千葉県平均の35%などなどから見ると、10%以上も受診率が下回っていると。これは国民健康保険事業を運営していく上でも大事なんですが、一番基本的に大事なことは、被保険者の健康をどう保っていくかという問題からすれば、受診率を高めていくというのが非常に大事な施策になってくるだろうと思うんですが、今後、目標値はオー

バーしているからといって、世間並みから見れば、かなり低いのをどう引き上げていくかという施策は、平成22年度以降の一つの大きな課題になっていくだろうと思うんです。

平成22年度で施策として、小型バスを借り上げて受診のところまで、つまり、具体的に言うと旧消防署のあそこの施設、あそこで健診やるわけですから、雨風の強いときはとても徒歩ではいけないという状況の中で、バスの借り上げなど、私も提起しましたがけれども、実施しているけれども、平成22年度もそれは実施していくのだというようなこともあるし、あるいは、土曜、日曜の健診、市役所における健診を試しにやってみるという計画など、いろいろと工夫を凝らすようなことが言われておりますが、そういうことも含めて、どのように健診率を高めていこうとしているのか、この点についてお考えをお願いしたい。

同時に、平成20年度のことなんですけど、基本的には同じようなことで、後期高齢者の健康診査の速報値が出ているんですけど、平成20年度の4月1日現在で見ると、全県下で一番悪いのが長生村だそうなんですけれども、受診率が長生村で3.4%なんですね。勝浦市は全県下で8番目に受診率が悪くて、後期高齢者の被保険者数が平成20年4月1日現在で3,524人、そのうち受診者が244人で、たった6.92%しか受診されてないわけなんですけど、近隣見てもそんなに多くはないんですけど、例えばいすみ市で9.4%、大多喜町で14.5%、御宿町は勝浦市ととんとんで7.27%、8位と9位を占めているんですが、この辺のところもどうしていったらいいのか、一つの課題だろうと思うんですが、この点について、お尋ねをしたい。

次に、後期高齢者医療特別会計なんですけど、後期高齢者が2010年度、つまり平成22年度では保険料が値上げになるんですね。広域連合の剰余金の活用とか、財政安定化基金の取り崩しだとか、都道府県市町村の法定外財源の繰り入れだとか、これらによって保険料の値上げに対する緩和措置などは、そういう財源をもってして対処するというのが今度の政府の方針のようです。つまり、市町村任せということで、今、非常に最悪の保険制度であると言われていた後期高齢者医療制度を民主党は公約どおりに、直ちに廃止すると言っていたものが、4年後に先送りする、言ってみれば公約違反があるんですけども、そのほかにもう一つ、あなた任せの値上げ抑制策。そして本年度から上がると。これは上がるのは当たり前で、75歳以上の高齢者だけの医療制度をつくれれば、我々、年寄り罹患者率は高いわけですから、長年生きてきた中で病気になる率は若い者よりずっと高いわけですから、そういう中でつくった保険制度の中で、お医者さんにかかるのが年々増えていけば、保険料が上がるのは当たり前の話です。こういう最悪の事態をそのままにしているというところに大問題があるんですが、その辺のところは自治体の長として市長は、たびたび聞きますが、後期高齢者医療制度についてどう思われるかという点についても、まずお尋ねしておきたいということが1つと、2点目は、全国平均で14.2%、金額に直すと8,800円という大幅な値上げだと、こういう話なんですけども、この辺、千葉県はどうなのかという点についてもお尋ねしておきたい。

もう一つの問題は、私も去年の8月15月から後期高齢者医療制度に振り替えられました。そすると、今まで国民健康保険税で支払っていた支払方法は、銀行引き落とし。ところが、去年の8月以降は、保険料は銀行引き落としではなくて、特別徴収から普通徴収になりました。そうすると、告知書が来て、納付書が来て、それによってみずから銀行、あるいは郵便局、あるいはコンビニに行って払い込みをしなきゃならないという状況で、ついつい、今まで長年、銀行振り込みであったものが、持参して納付するようになっちゃったものから、忘れちゃうこと

もある。結果として、滞納が2回分ぐらい、すぐ来ちゃうということが起こって、私のところでも何件か電話連絡が来て、おれはちゃんと払っているのに督促状が来た。どうしたんだ、これはというので、役所が文句言われるのなら、まだわかるんですけど、私が文句を言われるような事態が発生しているわけですけど、この辺の支払い方法についてはいかんともしがたいのかということなんですね。そういう点について、お尋ねをしたい。

次に、水道事業なんですけど、古いデータなんですけど、平成19年8月、南房総広域水道企業団で水道水源開発等施設整備事業再評価結果について報告という文書があります。これは南房総広域水道の水源の開発、あるいは施設整備を再評価していくという問題。再評価の方針決定まで、再評価委員会が平成18年12月から平成19年6月まで七、八回行われているんですけど、間を説明していると長くなるので、中抜きで、最後の再評価の総括というところから申しますと、水受給は1日最大給水量に対して、構成団体の自己水源を充当して、不足分を企業団からの受水必要量とすると、平成21年度の需要量、推計量、日量12万2,290立米に対して、自己水充当量は日量8万4,886立米、企業団からの必要受水量が3万8,104立米となると。受水量の最大は平成24年度の4万146立米から、現在の給水能力4万2,330立米であるが、その後、水需要は減少が続き、受水量も減少に転じることから、既存水源で対応できるという総括が、再評価に書かれている。対応の方針として、大多喜ダム建設事業は、再評価の結果、上記総括事項を勘案すると、利水者としてはダム事業への参画を中止するものとするという結論です。また、本事業は、千葉県県土整備部との共同事業であることから、速やかに再評価の結果を千葉県県土整備部に報告し、撤退に伴う対応策を協議することとするということで対応方針が出された。これが平成18年ですから、今から4年前。正味3年ぐらい前。

3年たっても、まだその辺がごじょごじょやって、最終的に利水と治水という両方を賄おうとしていた大多喜ダムが廃止の方向は出たけれども、治水関係は生かすんだということの中で、まだ、最終的にそれが決着してないと私は聞いています。ダムは既に現時点で46%、進捗している。

そういう点で、利水は中止しても治水は残ると。夷隅川流域の市町村は、今後の負担の問題が出てくるということも言われるし、撤退のルールをどうしていくかということだって、まだ現時点で恐らく決まっていんじゃないか。県の県土整備部は、調整池としての治水ダムを本当にやる気があるのかということも疑問視されている。

結局、46%もダムが進捗していると。南房総広域水道企業団で莫大な金をつぎ込んでいるわけですよ。それはだれが支えているかというと、各市町村が支えているわけで、結局、そこから受水している勝浦市だって高い水を買わざるを得ない。その経費が含まれている、こういう無駄なことがやられているという現実、それがいまだに決着しない。へたすれば、また、この間、一般質問で、県の水道局との懇談やった中でも、今後、夷隅川流域の市町村の費用負担は絶対はないのかと。勝手にあなた方がこういう大多喜ダムをつくらうとした、それを途中で中止しようとした。1円たりとも今後の負担率とか負担は出てこないのかと言ったら、それは断言しなかったです。こんな無駄がやられていていいのかということ、南房総広域水道企業団に参画している市の首脳部は、責任を持って、この辺を一刻も早く、さっきの前段者の話ではないけれども、無駄遣いと思われるところ、やめちゃったものをいつまでごちょごちょ、中止という結論が出たのに、それがひいては我が勝浦市の、千葉県下一高い水道料にはね返ってく

るわけですから、そういう点はどういうふうにお考えで、どういうふうに対処しようとしているのか、その点についてお伺いをしておきたい。

最後に、資料をもらって納得できない点が出てきたので、詳しくは予算委員会でやれると思うけれども、国保会計の診療所勘定のところで1点だけ聞いておきたいのは、この資料をいただきました。契約書は市の相手方は押垂正之さん、押垂豊子さんですね。覚書は、相手方は高橋宏文さん。これはあくまでもひな型というか、一部の事例であるという説明があったから、それでいいんだけど、この賃貸契約は何人の方とされているのか。押垂正之、豊子さん以外に何人の方と契約されているのか。その契約されている方が例えば10人いるとすれば、その10人のすべてと、この高橋さんと覚書を交わしたような、こういう覚書を全部いただいてあるのか、交わしてあるのかということです。それをまず第1点、お聞きしておきます。基本的なところだけお聞きしておきますから、あと詳しくは別の場所でやりたいと思います。それが一つ。

最後に力強く副市長が答弁したけれども、最初は市民課長の答弁の中では、今後、取り壊すか、建物を生かして、何かほかの目的に利用するか、検討委員会を立ち上げて検討している最中だと、こう言っている。検討している最中、それが本当だとすれば、今、副市長が独断で、検討委員会にも諮らないで、今後、この覚書の線に沿って処理していきますと言っていいのかということですね。つまり、何を言いたいかという、答弁に矛盾がずうっと出てきちゃっているんですよ。それで、契約書を見ると、契約の期間、第3条で、平成12年という10年前でしょう。平成12年2月28日から平成40年10月17日までの28カ年232日間とするというんだけど、この平成40年10月17日までと、逆に言えば、そこにどういう意味があるのか、それもお聞きしておきたい。

先ほどから市民課長は、弁護士との法的解釈からすれば、強固なものであるから契約期間中は解約できないと、こう言ってるんだけど、この押垂正之さんとは覚書は交わしてないのか。そうすると、交わしているとすれば、それはできるけれども、交わしてないとすれば、ここだけ残して、ほかの人とは平成23年4月以降は壊しちゃってやっちゃうのか。

いろいろ出ているんだけど、つまり、結論的には、この平成23年4月以降云々の解約条件をつけた覚書をとるのが早まっていると。これは取り壊しを前提とした覚書でしょう。平成21年2月10日という、新しい診療所を建築した直後か直前かどっちかですか、あれが開業したのがいつだったっけ。その時点で行政的に勇み足。その辺ははっきり、処理上まずかったと言いなさい。これは早まって、こんなものどっちゃったから、今度、検討委員会で倉庫だとか、その他として利用していくということになったら、もう一回、頭下げて、全部の地主に覚書を破棄してもらって、新たに契約し直さなきゃいけないじゃないですか。そういうことでしょう。だから、この覚書をこの年月日でとったこと自体が行政的な決定的な誤りとは言いませんが、誤りです。そこのところを虚心に、これはまずかったということを前提に意思表示してもらって、その上での答弁なら納得できるけども、悪くないんだということなら、おかしい。そういう点です。以上です。

○議長（高橋秀男君） 午後1時まで休憩します。

午前11時48分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（高橋秀男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） それでは、まず国保におけます特定健康診査の今後の引き上げについての関係でございますけれども、議員ご指摘のように、本市の健診率につきましては、はっきり申し上げまして、県下におきましても銚子市に次ぐ下から2番目という結果になっております。この原因といたしますれば、いろいろあるんでしょうけれども、本市の中におきましては、明確にこれだという調査までまだ行っておるわけではございません。しかし、一般的に言われております仕事の都合がつかないとか、面倒だからとか、あとは通院中であるとか、どこも悪くないとか、そういうことが主に言われておりますので、本市におきましても同じような理由によりまして、なかなか健診に足を運んでいただけないということで理解をいたしております。

そこで、平成22年度の健診率上昇策ということで、従来、広報等で当然お知らせをしておりますし、またご本人あて直接郵送等によりまして健診のご案内をいたしておるところでございます。それにつけ加えまして、昨年は小型バスの借り上げを行いまして川津地区であるとか、松部地区であるとか、そういう狭い道のところも入っていけるようなバスによって健診を利用しやすくしようということで実施をさせていただいたところでございます。

平成22年度におきましては、さらにそれに加えて土曜日健診を1日、今のところ、予定をいたしております。場所につきましても、できれば市役所という形で想定をいたしております。

次に、未受診者に対します個別訪問を看護師の雇い上げによりまして事務職員と一緒に直接勧奨するとともに、なぜ健診のほうを受けられないのかという、そういうものもあわせて実態調査を行っていきたいと考えております。

また、特定健診の制度ができてから心電図検査、眼底検査、貧血検査に関しましては、前年度の数値等によりまして行われる方が特定をされたということで、以前にも議員よりご指摘をいただいておりますが、平成22年度におきましては、医師の診察によって心電図検査、眼底検査等が必要だと認められた方に対しましては、特定基本健診の規定に基づかずに、市独自の政策といたしまして、こういった検査を受けられるというような形で予算のほうも計上いたしております。見込みといたしますれば、50人ほど予定をしている状況でございます。これを行ったからといって、どこまで結果として健診率が上がるという保証はございませんけれども、保険者といたしまして、やれる範囲で対応していきたいという形で考えております。

次に、高齢者に対します健診でございますけれども、先ほど議員、数値のほうをお示しいただいたところでございますが、確かに6.92%ということで、これにつきましても県下におきましても低いほうという形でございます。

なお、これは現在、確定した数字ではございませんが、平成21年度におきましては378名の方に来ていただきまして、平成20年度と比較いたしますと、134名の増という形になっております。平成20年度と21年度、高齢者に対しましては手法を変えまして、平成20年度の際には希望者を募って、その希望者のみに関係数値を出すという手法をとっておりましたが、平成21年度におきましては該当者全員に出しまして、全員にまず周知をします。また、先ほど申し上げましたバスの運行を行ったことも人数が増えた一つの要因になっているんであろうと分析をして

おります。

したがいまして、国保に限らず、高齢者の方につきましても、健診率の向上に努めていきたいと思っておりますし、また、広域連合のほう、これは当然、国の施策を受けてのことでございますけれども、高齢者に対します健診率を伸ばしていくということで、方向性も示されておりますので、当市におきましてもそれに沿った取り扱いをしていきたいと考えております。

次に、後期高齢者の保険料の状況ということでございますけれども、私のほうは後期高齢者広域連合のほうからいただきました資料でお答えをさせていただくこととなりますけれども、均等割につきましましては3万7,400円の変動はないと。所得割につきましましては7.29%、前期が7.12%でございましたので、0.17ポイント増加となっております。増加率につきましましては、私、新聞でしか確認をしておりませんので、もう既に議員もご承知のことかもしれませんが、3月8日の月曜日の日本経済新聞に、千葉の後期高齢者医療制度の1人当たり平均保険料ということで、2009年度比増減率という欄に1.0%という記事が載っておりますので、細かい数字がないということでございますので、それによりご理解をいただきたいと思っております。

次に、診療所に関します土地の関係でございますけれども、賃貸借につきましましては7筆、8名の方と契約を締結しておりました。その中に日枝神社、これは診療所の敷地ではございませんで、国道の入り口なんですけれども、ここが1件、借地料の契約相手としてございます。この国道の入り口の契約案件につきましましては、現況も道路ということでございますので、都市建設課に話をいたしまして、今後、神社の代表者、都市建設課の職員、診療所の職員の3名の話し合いで決めていくということで内諾は得ておるものでございます。

したがいまして、そのほかの敷地に関する方々につきましましては、先ほどお示しいたしました覚書によりまして、当然に面積、番地等違いますので、すべて同じというわけではございませんが、同一内容の覚書を取り交わしておるものでございます。

また、先ほど私のほうで皆様方にお渡しいたしました、たまたま私の手元にある資料がそれしかそろわなかったもので、急遽、名義の方が違うような形になってしまいましたが、基本的には同じ内容のものをそれぞれの方々と交わしているということでご理解をいただきたいと思っております。

なお、中には途中で亡くなられた方、特に最近、福山さんという方が死亡されまして、その方につきましましては、現在、相続関係の方と連絡をとるように事務のほうを進めておるところでございます。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） 次に、渡辺税務課長。

○税務課長（渡辺恵一君） お答えいたします。後期高齢者医療制度の年度途中での加入の移動につきましては、システム上の関係から、現在のシステムでは年4回の移動しかできません。このことから、特別徴収となるまでどうしても普通徴収の期間ができてしまいます。ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、藤平水道課長。

○水道課長（藤平光雄君） お答えいたします。大多喜ダムと受水の関係でございますけれども、大多喜ダムにつきましましては平成元年に千葉県のほうで夷隅川総合事業開発の検討ということからスタートいたしまして、今日に至っております。

その中で、水道事業が参画していったのが平成3年です。企業団の設立が2年で平成3年に

水道事業の認可を受けたと。それとあわせまして、ダムに参画するという事で、受水の協議をずっと続けてきたところでございます。ですが、平成19年5月に再評価の結果、ダム事業から撤退するという事になって、現在に至っておるわけでございます。

ダムにおきます費用負担、これは協定を取り交わしてございまして、千葉県が75.6%、差し引いた24.4%が南房総広域水道企業団の事業費持ちということで進んでまいりました。

参画中止ということで動いております。その中で、このままで費用の負担は今後どうなるのかということも出てまいります。総額で145億円という総事業予算でダムは進められてまいりました。そのうち平成3年度から平成20年度までダムに関します受水団体、南房総広域水道企業団でございますけれども、その中で支払ってきたのが約17億7,500万円です。これから参画中止による経費見込みということで企業団のほうで算定したものでございますけれども、用地関係で2億8,600万円、施設関係で19億7,000万円、合わせて24億4,400万円というものが予想されるのではないかとこのように言われております。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） それでは、私のほうから旧勝浦診療所の跡地の関係の答弁になりますけれども、本件につきましては、先ほど来、るる担当課長のほうからも、私のほうからも答弁申し上げたとおりでございます。特に先ほど児安議員のほうから私の発言に対する指摘、あるいは検討委員会の関係のご質問がございましたけど、先ほどの私の答弁につきましては、お手元の覚書の条件、それについては基本的には厳守しなければならないと、そういう前提での私の考えを申し上げたわけでございまして、決して私が勝手に単独な考えで申したわけではございませんので、そのようなところをご理解いただきたいと思います。

なお、検討委員会のほうですけれども、平成21年12月27日に診療所跡地、特に建物の関係でございます。ほかの件で検討委員会を開催してございます。その席にも、当然ながら市民課長も出席いたしまして、この覚書も提出してございます。そういう前提の中で検討委員会でいろいろ検討された経緯がございまして、結論的には、当面、壊すまでは倉庫として使ったらどうかというのが検討委員会の結論でございます。

そのようなことで、ひとつ私の発言も検討委員会のほうと矛盾はしてないと私も考えておりますので、そのところをご理解いただきたいと思います。

なお、考え方につきまして、覚書を交わしてございますので、平成23年4月までではございませんが、平成23年4月以降、その辺の方針というものは、当然ながら、行政として責任を持って考えていかなきゃならないというふうに、現在のところ考えておる次第でございます。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 後期高齢者の件ですけれども、これは制度が発足当時から物議を醸し出している制度でありまして、それが曲がりなりにも今まで継続して、世論が少し静かになってきたんじゃないかという気さえするわけです。しかし、私としては、この高齢者医療ということは、国民皆保険という一つの制度でありながら、それを別々に分けて、負担をこうですよと、制度が一応やわらかくなったけれども、振りかえ、通帳のほうから自動引き落としをするということは、個人の健康というものに対する尊厳からいっても、それは少しおかしいんじゃないか、そう考えます。

この問題について4年間の先送りということになりましたから、残念ながら、この理由がわかりませんが、4年の先送りということは、速やかに政府において取り上げて、老人問題の解決の大きな突破口を広げてもらわなければ、困る。あらゆる面で老人の問題にシワ寄せがくるものと私は考えております。

広域水道の件ですけれども、過去に何度か南房総広域水道企業団の事務局に対して、速やかにこの問題について結論を出すべきだ。そして、多くの負担を各構成市町村にかけているわけだから、例えば精算するにしても、右から左にそうやすやすと行ける額ではないだろうと。したがって、これは早急に解決をしてくれるようにということを申し込んであります。引き続き、それは続けてまいる、そう考えております。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。渡辺玄正議員。

○9番（渡辺玄正君） お疲れのところ、申しわけないんですけど、前段者、前々段者の旧診療所の借上げに関しまして、1点だけお尋ねをさせていただきます。この覚書を見ますと、地目が畑ということになっておるわけですが、この畑の地目変更なしに建造物を建てるのが可能なのか、もちろん役所でやることですから法的な根拠もあると思うんですけども、その辺、疑問がわきましたので、お尋ねいたします。

なお、それに対しまして、この固定資産税の課税関係にありましては、農地の課税なのか、現況課税なのか、賃貸料を払っているわけですから、その辺はどうなっているのか、それだけお尋ねいたします。以上。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） まず、建設に関するご質問でございますけれども、畑ということでの質問でございますが、当時の法律におきましては問題がないということで伺っております。当然、都市計画区域外ということも一つの要件としてあるようには伺っておりますので、法律的問題は当時はなかったということで理解をいたしております。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。渡辺税務課長。

○税務課長（渡辺恵一君） お答えいたします。固定資産税については、課税してございます。この課税については、現況課税で、宅地として課税をしております。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。渡辺玄正議員。

○9番（渡辺玄正君） ただいま農地の転用等に関しましては、当時の規則ではできたんだということですけど、現在では規制されておるのでしょうか。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） 私の聞いている範囲でございますけれども、現在におきましては法的な問題はあつたということ認識しております。

○議長（高橋秀男君） 次に、関農林水産課長。

○農林水産課長（関 重夫君） お答えいたします。農地法の関係になりますけれども、農地法第3条、これにつきましては、農地または採草放牧地の権利移動の制限ということで、ここで賃貸借がのってくるわけですが、この中で、本来は農業委員会の許可を受けなければならないということですが、この建物につきましては、第3条、いや、第5条の省令の中で医療法、病院につきましては必要性が高いということで、こういう施設が設置できるということになっております。ただ、今回の農地法の改正で、学校とか、あるいは病院を建てる場合には、無許可ではなくて

県の許可が必要であるというふうに平成21年12月の法改正で改められております。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○2番（忍足邦昭君） 1点だけお聞きします。旧勝浦診療所跡地の件でございますけれども、先ほどの岩瀬議員の質問に対する答弁が一部漏れていたと思いますので、あえて質問させていただきます。というのは、岩瀬議員の質問の趣旨は、こういう無駄が省けるような支出は控えるべきだという趣旨だと思うんです。それに対して、今後、そのように取り組みますというお答えがなかったわけですね。その辺を私は問題としたいんです。要するに、金額が92万1,000円、これがわずかなものだからというもしお考えがあるとするれば、それは大間違えだと思うんですね。平成21年度で旧上野診療所の古い建物を壊したわけです。底地は市の土地です。どちらを優先させるべきかと言えば、確かに松野のほうの土地を、借地のほうを先に更地にして返すのが筋だと思うんですよ。そういうチャンスがありながら、松野のほうを置き去りにしたということが腑に落ちないところですね。

それは一つの例ですけれども、それと一方で、92万円ぐらいの金額ですけれども、各地域の各種要望があると思うんですよ。道路舗装をやっていただきたいと。わずか30万円、40万円の金額。排水のU字溝のふたをしてもらいたいとか、U字溝を付けかえてもらいたいとか、そういう排水整備、100万円行くか行かないか、そういう数字でも各地元の区長が要望しても、これは予算の都合で措置できないということで、皆、なくなっていく。そういう状況が一方であるわけなんです。だから、こういうところで節約したものを、そちらのほうに回すべきだというふうに考えるんですね。これは当然なことだと思うんですよ。これは一つの例で言いますが、だから、予算を編成する時点で、予算の隅々までそういうのを精査して、省けるところはないか、そういうことをやった上での予算措置をしていただきたいと思うんです。そういう点についてのご答弁がなされてなかったんで、あえて今後の考え方、取り組み方をお聞かせいただきたい。これは市長に伺いたいと思います。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） いろいろ、ありがとうございます。まさに予算編成に当たっては、隅々まで検証し、あるいは見直しする必要があるのかどうか、常に当初予算の編成には心がけるべきだと思いますし、そうでなければ、市民の税金をいただいでのごことでございますので、そういう認識を我々は忘れてはならない、そう考えます。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） 以上をもちまして各会計予算の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第13号ないし議案第18号、以上6件につきましては、7人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） ご異議なしと認めます。よって、本案の6件につきましては、7人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、勝浦市議会委員会条例第5条第1項の規定により、板橋 甫議員、伊丹富夫議員、忍足邦昭議員、黒川民雄議

員、児安利之議員、根本 讓議員、丸 昭議員、以上7人の議員を指名いたします。

議案上程・質疑・採決

○議長（高橋秀男君） 日程第2、議案を上程いたします。

議案第19号及び議案第20号、以上2件を一括議題といたします。

本案は、いずれも固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてであります。既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しまして、議案番号をお示し願います。ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第19号及び議案第20号、以上2件につきましては、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号及び議案第20号、以上2件については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第19号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、議案第19号については、これに同意することに決しました。

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第20号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、議案第20号については、これに同意することに決しました。

諮問上程・質疑・採決

○議長（高橋秀男君） 日程第3、諮問を上程いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。本件につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号につきましては、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、諮問第1号は、原案のとおり可決されました。

陳情の委員会付託

○議長（高橋秀男君） 日程第4、陳情の委員会付託であります。

今期定例会において受理した陳情は、お手元へ配布した陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたから、ご報告いたします。

休会の件

○議長（高橋秀男君） 日程第5、休会の件を議題といたします。

明3月10日から18日までの9日間、委員会審査等のため休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） ご異議なしと認めます。よって、3月10日から18日までの9日間は、休会することに決しました。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして付託事件の審査をお願いいたします。

散会

○議長（高橋秀男君） 3月19日は午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。
本日はこれをもって散会いたします。

午後1時29分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第13号～議案第18号の上程・質疑・委員会付託
1. 議案第19号～議案第20号の総括審議
1. 諮問第1号の総括審議
1. 陳情第1号～陳情第4号の委員会付託
1. 休会の件